

令和 4 年 8 月 3 0 日

宮城県環境生活部長 殿

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室長

(仮称) 菅生太陽光発電事業の FIT 制度上の取扱について (回答)

令和 4 年 8 月 2 5 日付け環対 2 4 3 号をもって照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会事項

仙台市内に太陽光パネル 1 枚を設置し、自営線により約 1.1 km 離れた村田町内の区域に送電する計画において、下記 (1) から (4) の場合、FIT 制度上の変更認定の要件を満たすのか。

- (1) 仙台市内の区域と村田町内の区域が電線路で接続されていない場合
- (2) 仙台市内の区域と村田町内の区域が電線路により物理的に接続されているが、電氣的に接続されていない場合。
- (3) 仙台市内の区域と村田町内の区域が電線路により物理的にも電氣的にも接続されているが、高圧送電の変換等に仙台市内で生産される電力以上の電力を消費する場合
- (4) 仙台市内の区域と村田町内の区域が電線路により物理的にも電氣的にも接続されており、発電電力により送電できる場合

2 当室の回答内容

- (1) から (4) について

FIT 制度においては、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権限を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められること」や「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること」など、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第 5 条および第 5 条の 2 に定める認定基準に合致する場合に、経済産業大臣により再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 10 条に定める変更の認定を行うこととしている。

個別の変更認定申請については、当該申請の内容に基づき、認定基準に合致するかを審査した上で認定の判断を行っている。